

有期契約の社員がいる企業様はぜひご参加を！

タイムリミットまで、あと10ヵ月しかない！ ※6月時点

「有期契約5年で無期雇用転換」への対応策

※申し出があった場合

多くの企業で、半年契約・1年契約などの有期契約のパート・アルバイトを雇用しています。

2013年に施行された「改正労働契約法」で「有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたとき、その労働者は無期労働契約への転換の申し込みができる」ようになります。条件を満たしたパート・アルバイトから「次の契約は契約期間の定めのないものにしてください」と無期転換申込権行使された場合、会社は承諾したものとみなされ、申込の時期がたとえ更新の直前であっても拒否することができません。パート・アルバイトに活躍していただいている企業ほど影響大です。

実際に影響が出始めるまでに、あっという間に残り10ヵ月。通算5年を迎え始めるそのときに備え、対策はすぐに始めなければなりません。無期転換を申し込まれたとき、賃金など労働条件はどうするか？正社員になりたいと言ってきたときどうするか？賞与や退職金は払わないといけいいのか？転換後の立場・処遇や自社の無期転換申出ルールを就業規則に規定しておかなければ。いざ申し出があったときアタフタしないよう、対策をきっちり整えておきましょう。

本腰を入れて準備するとき、「ずっと気になっていたけれど、まだ対策をとっていない」という経営者様、企業様、ぜひご参加を。

【開催日】

平成29年6月23日（金）13:30~15:30

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,400円（顧問先様 無料）

【定員】 各回20名様（申込順）

（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】 西遠労務協会

浜松市北区三方原町314-2 HP: <http://www.seienroumu.com>

TEL: 053-436-1033 FAX: 053-436-1138



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

（主なセミナー内容） ※セミナーの内容は、法改正などで一部変更することがあります。ご了承ください。

1. 無期転換ルールの理解

「有期雇用者」が5年経ったら無期になる申し込みができるようになる。（労働契約法改正による）

制度の仕組みと対象になる人などをご理解いただきます。

2. 対応実務・・・次の5つの構成で具体的に説明していきます

①現状把握の仕方

②対応方針決定（無期転換を発生させないのか、無期転換発生に備えるのか、労働条件はどうする？）

③規程を見直す（規程を見直さないままではリスクになってしまう）

④無期転換申出ルールを決める（無期転換申出スケジュールと規定例）

⑤高齢者等の特例

3. 利用できる助成金

4. その他の注意点

裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください

講師の横顔



昭和 47 年浜松市高丘に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10 才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビッてあきらめる。高校卒業後、名古屋の大学に進学、さらに都会にあこがれ大学卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた 5 年後、会社が倒産し突然襲った悲劇（解雇）。社宅からの退去、国民年金保険料免除制度を利用し失業保険をもらいながら、仕入れ担当と在庫管理の経験がゆえに会社清算業務につきあわせれ弁護士事務所に通う生活。“諸行無常”世間の厳しさを体験し、このとき初めて社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り社労士資格取得を目指し受験勉強する中、平成 13 年に西遠労務協会にパートとして就職、社労士試験に合格し 3 年後に正社員に登用。主任として現在に至る。

社会保険労務士という仕事を通して、関わる会社も経営者も社員も、そして自分自身も元気になりたい成長したい。社員のこと、経営や給与・保険のことなど毎日会社で起こるさまざまことをご相談をいただく中、特に社員とのトラブル対応では、法律や役所の判断を超えて自分自身の知識・経験にもとづく判断を加え、相談してくれた方から「相談してよかった。ありがとう。」と言われるとやりがい以上の生きがいを感じる。「あいさつができない」「期限や約束を守らない」といった問題社員の対応しているときには、ふと 2 人の我が子を思い出し、果たして人として当たり前のことを教えてあげられているのかとわが身を振り返ることも多い。何事も信じやすいタイプ。従って“占い”は極力見ない、聞かないようにしている。特技は握り寿司。5 年前に事務所で参加した遠州リレーマラソンからジョギングにはまり、フルマラソンをはじめ近場の大会に参加している。

《H29 年 3 月実施の同セミナー参加者様よりいただいたお言葉》

- 対策や、これからの取り組み方法など目途が立ちました。わかりやすい説明で助かりました。
- 無期雇用転換には就業規則や雇用契約書への記載が必要であると感じました。残り 1 年ですので、会社でも話し合い取り組んでいきたいと思ひます。
- 今まで意識をしていなかったので参加をして良かったです。貴重な情報を聞く事ができました。
- 流れの説明がとても分かりやすく、自分の認識（知識）の再確認が出来て良かったです。
- 規程の見直しが必要だという事を強く感じた。具体的な規程の文例を教えてくださいたいと思ひます。
- 再雇用者の有期雇用について「特例」があるということがわかり安心しました。手続きをしていきたいと思ひます。
- 無期雇用転換についての対応について、いろいろとお話いただき、すごく参考になりました。

《H29 年 5 月実施。顧問先様限定の同セミナー参加者様よりいただいたお言葉》

- 雇用契約の重要性を感じた。会社のあり方をどうするか考えないといけないと思ひました。
- 従業員数が多く、勤務区分も多い為、規程づくりが重要になることが分かりました。
- 無期転換の申込者が出る前に確認や準備をすることが多くあると感じました。まずは会社としての方向性を決めなければならないと思ひます。
- 今回のセミナーにて、就業規則の見直しや再度スタッフの条件などチェックしなければならないことが多く、定年についても考えていかなければならないと実感しました。
- 就業規則との整合性も、この機会に確認することの重要性を認識できました。
- 無期転換ルールに対して知識が深まり、対応するための準備等も見えてきました。

*** 参加申込書 ***

Fax 番号 053-436-1138

(西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	住所 〒 -	
Tel	Fax	
フリガナ ご参加者名 役職	フリガナ ご参加者名 役職	
【個人情報の取扱いについて】 *お預かりしました個人情報は、当事務所 HP (http://www.seienroumu.com) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。 *お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。 *ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。 *お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、HP 上に掲載の受付窓口までご連絡ください。なお、本手続きにあたり、ご本人であることを確認させていただきます。		